

令和3年度（2021年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

病院局

(2) 対象事務

令和3年（2021年）4月1日から令和3年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和3年10月28日から令和4年（2022年）4月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込または預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 契約事務（市立函館病院 S P D 業務および診療材料等一括調達業務委託契約）

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

(5) 契約事務（市立函館病院 E S C O 事業業務委託契約）

ア 契約の方法および手続は適正か。

イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

ウ 履行の確認は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

市立函館恵山病院検体検査業務および市立函館南茅部病院検体検査業務については，それぞれ 189 項目，214 項目の単価を設定する複数単価契約であるが，各単価を予定価格として設定すべきところ，各単価に予定数量を乗じた額の総額を予定価格として設定していたほか，その積算に当たっては，全ての項目ではなく，予定数量の多い 100 項目を抽出して算出していたことから，最も有利な条件の契約の相手方を選定したとは言えない契約手法となっていた。

契約の締結に当たっては，経済性或公正性を確保し行うべきであることから，今後においては，適切な契約事務の執行に努めら

りたい。